

空き店舗活用促進事業費補助金について

笛吹市では、市内にある空き店舗を利用し、新しく飲食店や小売店等を始めたいと考えている方に、補助金を交付しています。市民も観光客も楽しめるような、にぎわいのある笛吹市を一緒に作っていきましょう！

下記等の要件を満たす事業者が対象となります

◎市内にある空き店舗で、飲食店や小売店、その他のサービス業の店舗を新しく開業する者（飲食店の場合、昼間に2時間以上営業すること）

◎小規模事業者

◎継続して2年以上営業する者

◎笛吹市商工会に加盟し、商工会が推薦する者

◎税金に未納がない者

など

下記等の要件を満たす空き店舗が対象となります

◎笛吹市内にあり、商業用として使われていた店舗物件

◎営業終了から1か月以上経過している

◎入口、または敷地内駐車場が道路や歩道に面している

など

対象となる事業者や空き店舗は、上記の他にも要件があります。詳細は市のホームページをご覧ください。

お申込み・お問い合わせ先

笛吹市役所 産業観光部 観光商工課 商工労働担当

〒406-8510 笛吹市石和町市部777

TEL:055-262-4111 FAX:055-262-4115

☆補助金を利用するには、店舗の契約前に申請し
審査を受けなければなりませんのでご注意ください。

☆補助金の交付は、開業後に提出する実績報告の審査を
経て金額が確定した後になります。ご注意ください。

